

平成 2 7 年 度

公 營 企 業 部  
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

## 1 監査の対象

公営企業部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。(水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計)

## 2 監査基準日・監査の範囲

平成27年11月30日現在の財務及び事務に関すること

## 3 監査の実施日

公営企業部	業務課・水道課	平成28年1月21日	午後1時15分から
〃	業務課・下水道課	平成28年1月21日	午後2時45分から

## 4 監査の方法

監査の対象となった水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計の下記項目について、公営企業部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「平成26年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【業務課・水道課】 } なし  
【業務課・下水道課】 }

5-① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」

5-② 「委託契約（工事関連委託）（予定）調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「工事請負実施（予定）調書」

8 「公有財産購入に関する調書」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

16 「郵便切手受払状況」

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

## 6 監査の結果

### (1) 予算・財務に関する事務

平成27年11月30日現在における公営企業部から提出された水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計における歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。また、水道料、水道加入料、開栓手数料等の現金収納状況及び郵便切手受払状況についても、現金収納処理及び切手保管枚数と受払簿に相違なく、受払が適正に行われていたことを確認した。

### (2) 事務・事業の執行状況

公営企業部に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査における指摘・要望事項を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

## 7 指摘・要望事項

業務課 水道課	事務 事業	①滞納者の中で、無連絡で転居したアパートの住民が多いことから、転居後に追跡が難しい債権者への料金収納対策として、家主、不動産会社に窓口や連帯保証人等になっていただくなど、収納に繋がる方策を検討していただきたい。
業務課 下水道課	事務 事業	①一般競争入札を原則とする契約方式の特例であるのが随意契約である。随意契約は、適正履行の確保が期待できる反面、経済性確保という観点からは、競争入札に比べて必ずしも有利とは言えない。納入実績や使い勝手の良さだけでは随意契約の理由にはならないので、安易に独占企業とさせないためにも意味を十分理解して、法に適正であるか、積算金額が適切なものであるかを検証し、競争原理を働かせるとともに、随意契約とすることが適切かどうか判断して事業執行をしていただきたい。

## 8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成26年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

### 【業務課・水道課】

#### 《指摘要望事項①》上水道事業会計、簡易水道特別会計

上水道使用料について、給水原価と給水料金の格差是正に努めるとともに、滞納額の縮減等に努められたい。

また、簡易水道使用料についても事業内容を精査し、上水道使用料との公平性を考慮する中で、改定に向けて検討をされたい。

#### 《対応措置の内容》上水道事業会計

給水原価と供給単価の格差是正については、費用の削減に努めておりますが、浄配水場建設に伴う維持管理経費及び減価償却費の増加等もあり、削減幅は厳しくなっております。

また、料金体系についても、見直しを図りたいと考えておりますが、消費税率の改定等もあり、急激な料金改定は市民負担に影響することから、審議会等に諮りながら段階的に是正を図っていきたいと考えております。

<参考>・・・平成26年度の給水原価と供給単価の差額

○給水原価 177.7 円/m<sup>3</sup>

○供給単価 123.1 円/m<sup>3</sup> 差額 54.6 円

滞納額の縮減については、滞納者に対して、未納のお知らせなどを臨戸訪問により配布し、納入を促しています。納入いただけない場合には、停水処分を行っています。

また、一括納付が困難な滞納者に対しては、分納誓約により定期的な徴収を行っています。

#### 《対応措置の内容》簡易水道特別会計

使用料の改定について、簡易水道と上水道では、給水区域の規模が違い、また別会計となっているため、料金体系も異なっています。

上水道料金との公平性を考えた場合、料金の統一より、給水原価と供給単価の差（平成26年度末：簡易水道が115.8円、上水道が54.6円）の是正を図っていくことが先決であると考えます。そのため、歳出の精査を行いながら、料金体系の統一を含め、段階的な改定を検討していきたいと考えています。

### 【業務課・下水道課】

#### 《指摘要望事項①》公共下水道事業特別会計

下水道使用料について、今後の動向を見極めながら適正な料金改定に向けて協議をされたい。

#### 《対応措置の内容》

下水道使用料の不足については、大都市を除きほぼ全国的に共通の問題となっている。

本市では平成28年度に企業会計移行を行なうことで会計の明瞭化が進められ、適正な使用料単価も算出することも可能となる。

これを元に中長期の経営計画を立て、使用料の計画的な改定を行うことで経営の安定化を目指す。

経営に相応の努力をしていると国がみなしている使用料単価 1 5 0 円/m<sup>3</sup>以上への段階的な改定は、経営の課題として取り組む必要がある。

#### 9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）について、今回はなかった。